

令和8年度 児童相談所心理職員（会計年度任用職員）募集要項

1 職名及び募集人数

児童相談所心理職員 1名程度

2 勤務予定場所

児童相談センター保護第一課（新宿区北新宿）

3 職務内容

一時保護児童に対して、家族等の分離からの不安を取り除き、一時保護所で安心して癒される経験を積み重ね、大人との一対一の対人関係を築けるよう支援するとともに、今後の生活に前向きに取り組めるようサポートする。

(1) 生活場面における面接

生活場面に入り、児童との気持ちの共有、集団が苦手な児童への対応、不満等への声かけや必要な対応を行う。

(2) 行動観察

日常生活場面から児童の行動特徴を把握する。

(3) 心理療法（個別ケア・心理教育的グループワーク）の実施

生活場面から見える児童の困り感や課題等について、児童が心理的な安定が得られ、保護所での生活に適応できるよう支援する。

(4) その他

観察会議の出席、保護所行事の参加、児童心理司からの依頼による検査の対応等

4 選考申込資格 ※（1）から（4）までの全てに該当する者

(1) 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業又は卒業見込み（任用時に卒業していること）

(2) 公認心理師の資格を有する者又は心理に関する業務の経験を有する者

(3) 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む。）について、一定程度の能力を有する者

(4) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

5 任用期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 勤務日数・勤務時間

(1) 勤務日数

月16日

(2) 勤務時間

1日7時間45分

午前9時から午後5時45分まで又は午前8時30分から午後5時15分まで

※ 勤務場所により勤務時間が異なる場合があります。

※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。

7 報酬額

月額208,100円（改定される場合あり）

通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月）

- ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給
- ※ 一定の要件を満たす場合は、期末手当、勤勉手当を支給
- ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

8 休暇等

(1) 有給

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(2) 無給

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

- ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
- ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

9 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

- ※ 一定の要件を満たす場合

10 選考方法

(1) 第一次選考

選考申込の際に提出する会計年度任用職員申込書及び作文による書類審査

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対して行う人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接

11 第一次選考

次の応募書類を申込フォームで送付してください。

応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 応募書類

ア 会計年度任用職員申込書（別紙）

- ※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合は、写真データをフォームに直接アップロードしても構いません。
- ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。
- ※ 志望動機欄は必ず記載してください（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。

イ 作文

課題 「心理職員として一時保護児童と関わるために留意することについて、あなたの考えを述べなさい。」

字数 800字程度

(2) 応募期限

令和8年6月15日（月曜日）正午まで

(3) 申込先



応募書類を申込フォームで送付してください。

フォームの URL : <https://logoform.jp/form/tmgform/1581185>

※ 必ずインターネットで申込みをしてください。

※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認められた時は、郵送又はメールでの申し込みを受け付けますので、事前にお問合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申し込みが困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。

※ 申込みが完了しましたら、LoGo フォームのアドレス (no-reply@logoform.jp) から申し込み完了メールをお送りします。

12 第二次選考日及び選考会場

集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。

※ 合否結果については、「S1143301@section.metro.tokyo.jp」から本人宛メールにより通知します。迷惑メール対策などにより、メールが正しく受信されない場合があります。

「S1143301 @section.metro.tokyo.jp」からのメールを受信できるよう、迷惑メールフィルターの設定をご確認ください。

※ 電話連絡をさせていただく場合もあります。また、選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。

13 特記事項

- 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

14 問合せ先

東京都児童相談センター事業課庶務担当

電話：03-5937-2302

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。